

第2期

宮城県教育振興基本計画

～志を育み，復興から未来の創造へ～

抜粋

平成29年3月

宮城県・宮城県教育委員会

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

2 計画の目標

「目指す姿」の実現に向けて、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

目標 1 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

目標 2 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

目標3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

東日本大震災からの創造的な復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

目標4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

目標5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

このことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで充実した人生を送るとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

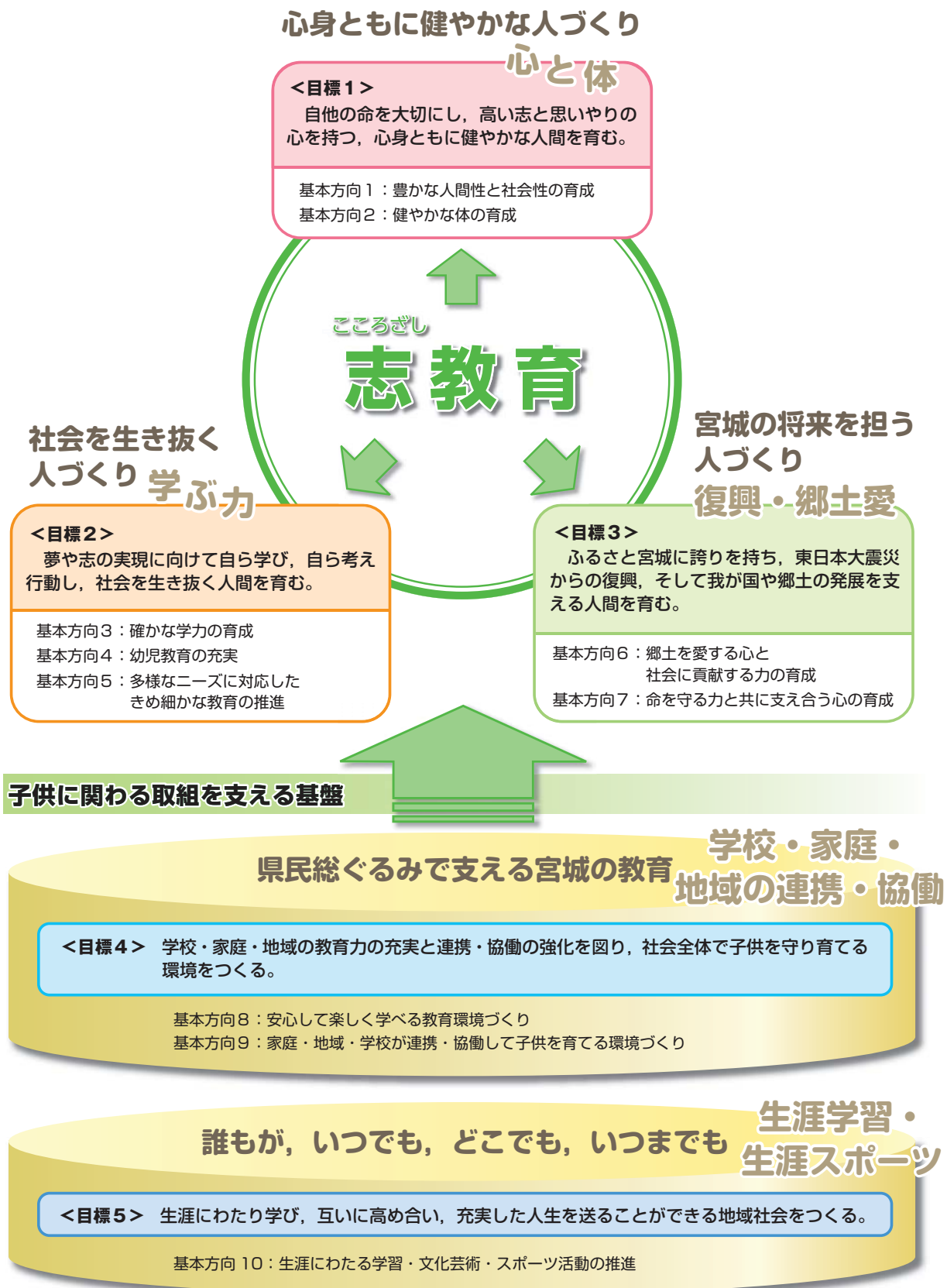
本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



(施策の全体体系イメージ図)

子供に関わる取組



(発達段階における取組イメージ)

	生涯学習等	
	学校教育	
	就学前	義務教育
特別支援教育		
子供に関わる取組		
<目標1> 自他の命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。		
心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	<p>基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階に応じた 基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 道徳教育、コミュニケーション能力の育成、自然体験 基本方向1 (3) いじめ・不登校等への対応、心のケア 「行きたくない学校」づくり、教育相談体制の充実</p> <p>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実、 基本方向2 (2) 食育の推進 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養</p> <p>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の充実</p>	
<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。		
社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	<p>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を</p> <p>基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進 小学校 基本方向3 (3) ICT(情報通信技術)教育の推進 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科指導にお 基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチ 基本方向3 (5) 環境教育の推進 自然を生かした体</p> <p>基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援 等 基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づ</p> <p>基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり 幼・保・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育</p> <p>基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づ 基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適</p>	
<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。		
宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	<p>基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承す 基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支</p> <p>基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推 基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の</p>	
子供に関わる取組を支える基盤		
<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。		
県民総ぐるみで支える宮城の教育 【学校・家庭・地域の連携・協働】	<p>基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向上 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫・改善、 基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推進 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等による支援、 基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築に向け 総合的な子供の貧困対策の推進、多様なニーズに応じ 基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、「社会に開</p> <p>基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進 等 基本方向8 (6) 私学教育の振興 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取</p> <p>基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家 基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団 基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性</p>	
<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。		
誰もが、いつでも、どこでも、 いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	<p>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学び 基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化 基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文 基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有ス 基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツ</p>	

*基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

生涯学習等		
学校教育		
義務教育	高等学校	
特別支援教育		
<p>た確かな「心」の成長、NPO等民間団体と学校との連携強化、みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等</p> <p>ボランティア活動、社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成、文化芸術活動、読書環境の整備 等の充実</p> <p>未然防止、早期発見・早期対応、心のケアの長期的・継続的な取組 等</p> <p>運動部活動の体制整備 等</p> <p>教諭・学校栄養職員の資質向上、「食の大切さ」に関する情報発信 等</p> <p>学校保健計画の策定、学校保健・保健教育の充実 等</p>		
<p>伸ばす教育、小・中・高等学校の連携強化、学力・学習状況調査の一層の活用 等</p> <p>段階からの外国語活動の推進、英語力の向上に向けた教育の充実、国際的視野を深める体験活動等の充実 等</p> <p>けるICT活用「MIYAGI Style」の推進、快適にICTを活用できる基盤の構築 等</p> <p>ズンシツ教育)の推進 民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等</p> <p>験活動、生命を尊重し自然を愛する心の育成 等</p>		
<p>くりの推進 等</p> <p>士等の資質向上 等</p> <p>くり、個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり、共生社会の実現に向けた地域づくり 等</p> <p>切な配慮・支援、多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等</p>		
<p>る人材の育成、郷土を愛する心の育成、発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等</p> <p>える人材・国際社会で活躍する人材の育成と支援、職業や進路に関する啓発的な取組の推進、専門的職業人の育成 等</p> <p>進、震災の教訓を後世に伝える人材の育成、震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等</p> <p>防災力の向上と地域社会の安全・安心の一層の充実、学校施設の防災機能整備の推進、学校安全活動の活性化と充実 等</p>		<p>基本方向6(2)</p> <p>文化財の保護と活用</p> <p>保存修理や土地の公有化、後継者育成や技術研さんの支援、地域活性化のための効果的な活用 等</p>
<p>学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実、若手職員への知識・技能の伝承、新たな人事評価制度の確立 等</p> <p>学校事務の共同化、教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進、健康管理対策の充実 等</p> <p>た学習環境の整備充実</p> <p>た学習機会の確保、奨学金制度等による支援の継続、NPO等民間団体との連携強化 等</p> <p>かれた教育課程」の実践、県立高校将来構想の策定、定時制・通信制高校教育の充実、入学者選抜制度の検証・改善 等</p>		
<p>組 等</p> <p>庭教育支援団体との連携促進、社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成、基本的な生活習慣の確立 等</p> <p>などの活用、家庭・地域・学校のより良い関係づくり、交流の場(プラットフォーム)の設置の推進 等</p> <p>についての理解促進、放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備、安心して安全なまちづくりの推進 等</p>		
<p>と実践の循環」の形成、「生涯学習プラットフォーム」の構築、社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等</p> <p>生涯学習を支える地域リーダーの育成、文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等</p> <p>化芸術に触れる機会づくり 等</p> <p>ポーツ施設の整備やスポーツに関する情報提供などの条件整備、アダプテッド・スポーツの普及・強化 等</p> <p>の選手育成強化や支援体制の整備、トップアスリート・指導者に対する評価、キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等</p>		

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

方向性

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

重点的取組7

① 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

- ライフステージに応じた必要な支援を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備し、乳幼児期からの支援体制の充実を図ります。
- 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画^{*25}」及び「個別の指導計画^{*26}」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。

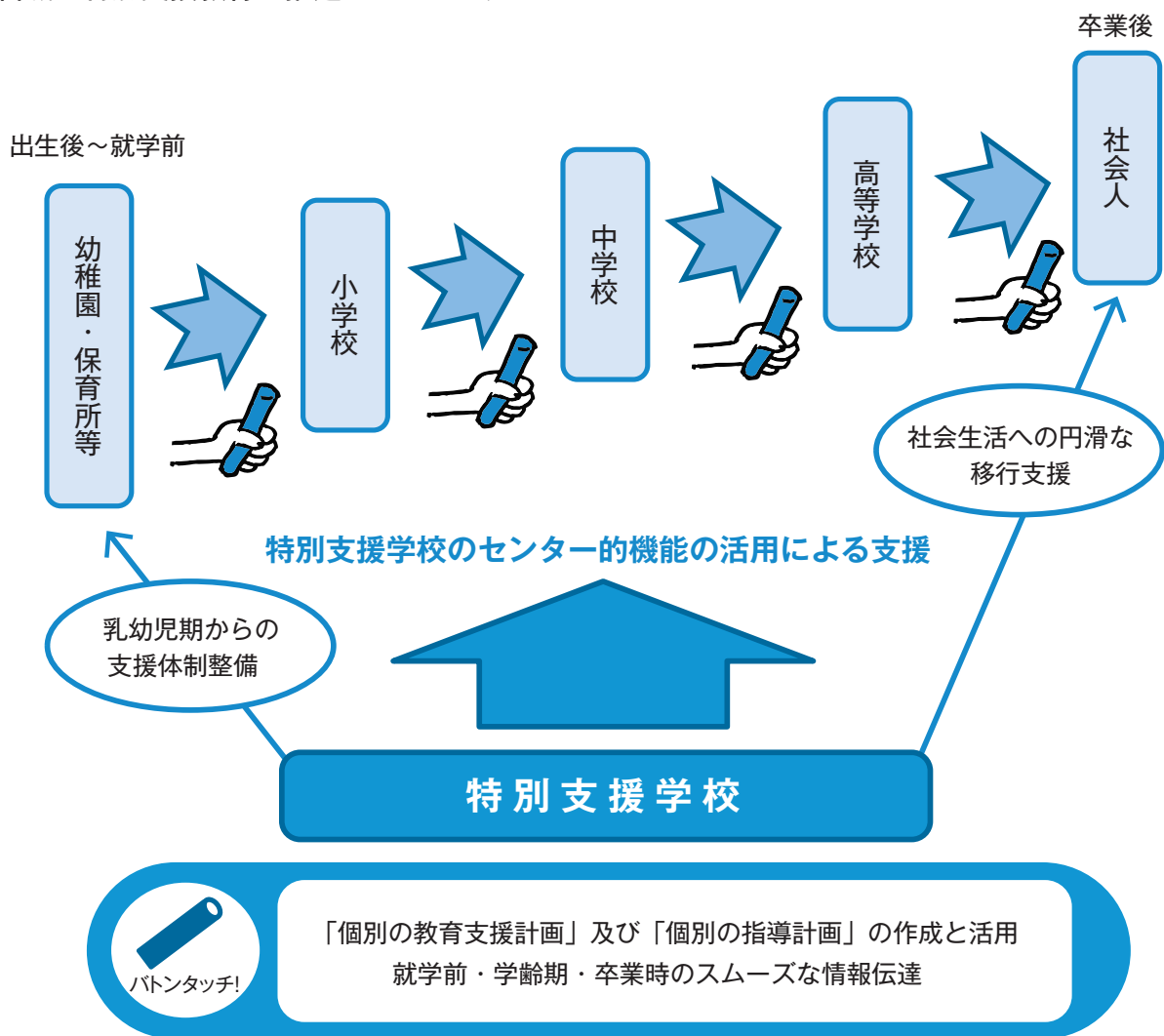
② 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

- 障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図るとともに、「個別の指導計画」を活用して、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、校内体制の充実と強化を図り、教育環境の整備を行うなど多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。
- 教員研修の充実により小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育担当者の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情動的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、学習の質を高めるため、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校の狭隘化^{きょうあい}に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

③ 共生社会の実現に向けた地域づくり

- 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発を行い、共生社会の実現を目指した理解促進を図ります。
- 教育、福祉、労働と連携し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をいう。）に対する理解啓発を図ります。
- 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援を行います。

〈宮城の特別支援教育の推進のイメージ〉



(2) 多様な個性が生かされる教育の推進

- 多様な個性や能力のある子供たち一人一人の様々な教育的ニーズに丁寧に対応し、それぞれの長所や強みを生かしながら、子供の力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- 性的マイノリティ^{※27}とされる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うなど、一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を行うとともに、多様な個性を尊重し、互いに認め合う態度を育みます。

〈基本方向 5〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合（％） （個別の教育支援計画）	74.1% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学級 通級指導教室			
（個別の指導計画）	77.7% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	
特別支援学級 通級指導教室			
特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数（人）	361人 (H27年度)	470人 (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（％）	30.5% (H27年度)	36.0% (H32年度)	特別支援教育室

※ 25 「個別の教育支援計画」：

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの。

※ 26 「個別の指導計画」：

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

※ 27 「性的マイノリティ」：

同性愛者や性同一性障害のある者など、性的少数者のこと。



特別支援学校と地域の小学校との交流



特別支援学校と地域の小学校との交流



社会参加を目指した教育

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

方向性

- 国際化社会で活躍するためには、自国の理解と日本人としてのアイデンティティがその基盤になることから、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
あわせて、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、国際的視野を持ち世界に通用する人づくりを進めます。
- 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域コミュニティの絆として、文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。
- 震災からの復興を実現し、地域振興・活性化を目指す地方創生及び我が国や郷土の発展に向けて、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習などを通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- 地域の特色ある伝統文化などを守り継承していくために、地域文化を知り、主体的に地域に関わろうとする意識を高めます。また、地域への関わりを通して地域への誇りや愛着を育み、文化を継承する人材を育成します。
- 国指定の文化財や日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」をはじめとする宮城の魅力あふれる様々な文化財を、地域が主体となって国内外に発信し、地域の活性化を図るとともに、郷土の良さを見つめ直し、主体的に関わることで郷土を愛する心を育みます。
- 相互理解に基づく多文化共生という視点のもと、自国の伝統文化を理解し、発信力や国際的コミュニケーション能力、そして社会貢献の意識を持つグローバル人材を育成します。

(2) 文化財の保護と活用

- 文化財を後世へ保存・継承し、郷土の誇りとするために、所有者による保存修理や土地の公有化、無形文化財の保持団体などによる後継者育成や技術研さんを支援します。また、

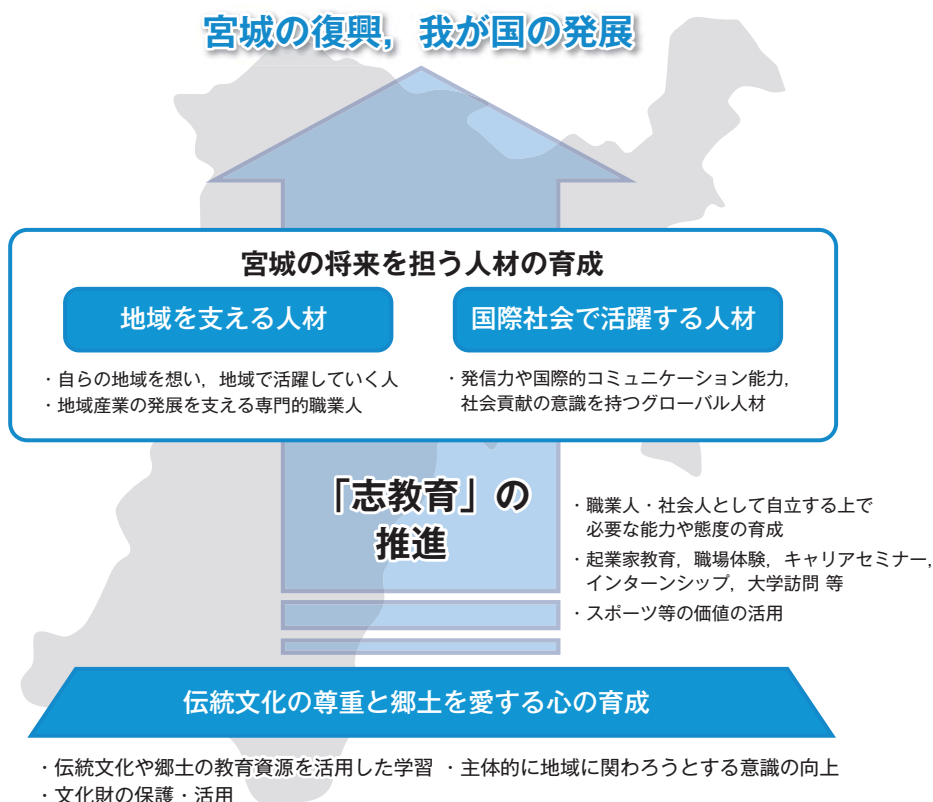
埋蔵文化財については、保存と開発のバランスに留意して、必要な調整を行います。

- 地域に残る貴重な文化財を、地域活性化のために効果的に活用するよう工夫していきます。

(3) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 8

- ふるさと宮城の復興を担う人づくりを視野に入れながら、学校と地域や企業などが連携・協働し、児童生徒一人一人が将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度を育てます。
- 未来を担う子供たちを育てていく中で、一人一人の個性に応じて、自らの地域を想い、地域で活躍していく人、あるいは世界に羽ばたく人を育成し、支えていきます。
- 起業家教育、職場体験やキャリアセミナー、インターンシップ、大学訪問など、職業や進路に関する啓発的な取組を推進します。
- 学校と地域産業との連携により、実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、地域の産業界のニーズを踏まえ、地域産業の発展を支える専門的職業人を育成します。
- オリンピック・パラリンピックなどを題材としながら、国際的な視野に立ち、世界の平和や発展に貢献しようとする態度を育てる教育的活動を推進します。

〈人材育成のイメージ〉



〈基本方向6〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	76.0% 44.8% (H28年度)	78.0% 48.0% (H32年度)	義務教育課
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	35.4% 45.8% (H28年度)	40.0% 50.0% (H32年度)	義務教育課
ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合 (%)	92.4% (H27年度)	100% (H32年度)	高校教育課
大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.1ポイント (H27年度)	1.5ポイント (H32年度)	高校教育課
新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.3ポイント (H27年度)	0.5ポイント (H32年度)	高校教育課
県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合 (%)	81.9% (H28年度)	84.0% (H32年度)	高校教育課
職場体験に取り組む中学校の割合 (%)	97.8% (H27年度)	99.0% (H32年度)	義務教育課
公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率 (%)	66.7% (H27年度)	80.0% (H32年度)	高校教育課



みやぎ産業教育フェア



「高校生ものづくりコンテスト」宮城県大会



専門学校における実習